

八戸圏域水道企業団議会情報セキュリティ基本方針

(目的)

第1条 この基本方針は、八戸圏域水道企業団議会(以下「企業団議会」という。)が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、企業団議会が実施する情報セキュリティ対策の基本的な事項を定めることを目的とする。

(基本的な考え方)

第2条 企業団議会における情報セキュリティ対策は、この基本方針に定めるもののほか、八戸圏域水道企業団(以下「企業団」という。)が定める情報セキュリティ基本方針その他関係規程の規定に準じて実施するものとする。

2 企業団議会における情報セキュリティ対策の実施に当たっては、必要に応じて企業団の情報セキュリティ担当部門と連携するものとする。

(適用範囲)

第3条 この基本方針の適用範囲は、企業団議会の議員及び議会事務局とする。

(情報セキュリティ管理体制)

第4条 企業団議会における最高情報セキュリティ責任者は、議長とする。

2 最高情報セキュリティ責任者は、企業団議会における全ての情報資産の管理並びに情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。

3 企業団議会における情報セキュリティ責任者は、議会事務局長とする。

4 情報セキュリティ責任者は、最高情報セキュリティ責任者を補佐するものとする。

5 情報セキュリティ責任者は、企業団議会の情報セキュリティ対策、情報システムの開発、設定の変更、運用、見直し等を行う権限及び責任を有する。

附 則

この基本方針は、令和8年4月1日から施行する。